

# 第5次男女平等参画推進計画体系比較

## 【現行計画】西東京市第4次男女平等参画推進計画

期間：平成31年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)

◇基本理念◇ 「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」		
～視点～ 人権の尊重 個性の尊重 男女平等参画		
基本目標	課題(★は重点課題)	施策
I 人権の尊重	1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消	(1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
		(2)男女平等に関する学習機会の提供
		(3)メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
	2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	(1)男女平等参画推進のための教育・学習の実施
		(2)多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり
		(3)保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発
	3★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 【配偶者暴力対策基本計画】	(1)暴力の未然防止と早期発見
		(2)相談窓口の充実
		(3)被害者の安全の確保と自立への支援
		(4)市の体制整備に向けた取り組みの強化
		(5)関係機関との連携強化
	4 男女平等を阻む暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)	(1)暴力の防止に向けた意識啓発
		(2)暴力の被害者に対する支援
	5 性と生殖に関する健康支援	(1)からだ性と性に関する正確な情報の提供
		(2)性差に応じた健康支援
II 地域における男女平等参画の推進	1★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用
		(2)人材に関する情報の収集と人材の養成
	2 地域活動における男女平等参画の推進	(1)女性リーダーの育成と参画の促進
		(2)地域活動等への男性の参画の促進
		(3)市民活動団体との協働
	3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	(1)防災対策における女性の参画拡大
		(2)男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

## 【次期計画】西東京市第5次男女平等参画推進計画

期間：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

太字は新規、下線は移動・拡充 グレーの網掛けは削除・移動

◇基本理念◇(第4次) 「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」				
～視点～(第4次) 人権の尊重 個性の尊重 男女平等参画				
基本目標	課題(★は重点課題(案))	施策	想定される事業(新規)	
I 人権と多様な性を尊重する意識の醸成	1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消 多様性を認め合える意識づくり	(1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供		
		(2)男女平等に関する学習機会の提供 ⇒ I-2-(1)に統合		
		(3)メディア・リテラシーの普及・啓発の推進 ⇒ 啓発活動については他の分野で説明しているため削除 <b>(2)性的指向・性自認等の理解促進【新】</b> ⇒ I-2-(2)から移動・独立	周知啓発、講座実施、研修実施、都パートナーシップの周知 等	
	2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と <b>人権意識の醸成</b>	(1) <b>男女平等・人権に関する</b> 教育・学習の実施		
		(2)多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり ⇒ I-1-(2)へ移動・拡充		
		(2)保護者・保育士・教員・ <b>地域団体関係者</b> 等の男女平等意識・ <b>人権尊重意識</b> の啓発		
	3★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 【配偶者暴力対策基本計画】 ⇒ III-1へ移動	(1)暴力の未然防止と早期発見		
		(2)相談窓口の充実		
		(3)被害者の安全の確保と自立への支援		
		(4)市の体制整備に向けた取り組みの強化		
		(5)関係機関との連携強化		
	4 男女平等を阻む暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等) ⇒ III-2へ移動	(1)暴力の防止に向けた意識啓発		
		(2)暴力の被害者に対する支援		
	5 性と生殖に関する健康支援 ⇒ III-3へ移動	(1)からだ性と性に関する正確な情報の提供		
		(2)性差に応じた健康支援		
3 <b>誰もが共に参画できる地域活動</b> における男女平等参画の推進 ⇒ II-2-(2)、(3)から移動	(1)地域活動等への男性の参画の促進			
	(2)市民活動団体との協働			
	4 <b>男女平等参画の多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進</b> ⇒ II-3から移動	(1)防災対策における女性の参画拡大		
		(2)男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進		
II 地域における男女平等参画の推進	1★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進 ⇒ II-2へ移動	(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用		
		(2)人材に関する情報の収集と人材の養成		
	2 地域活動における男女平等参画の推進	(1)女性リーダーの育成と参画の促進 ⇒ II-2-(2)へ移動		
		(2)地域活動等への男性の参画の促進 ⇒ I-3-(1)へ移動		
		(3)市民活動団体との協働 ⇒ I-3-(2)へ移動		
	3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進 ⇒ I-4へ移動	(1)防災対策における女性の参画拡大		
		(2)男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進		

基本目標	課題(★は重点課題)	施策
Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性の活躍の推進	1★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
		(2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
	2 経済活動における女性活躍の推進	(1)女性の就労及びキャリア形成支援
		(2)市内の事業所における女性の活躍の推進
		(3)女性農業者への支援
		(4)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
	3 男性の家事・育児・介護への参画促進	(1)男性の家事・子育てへの参画促進
		(2)男性の介護への参画促進
	4 子育てへの支援	(1)子育て支援サービスの充実
		(2)地域での子育て支援の促進
(3)ひとり親家庭への支援		
5 介護への支援	(1)地域での支え合いのしくみづくり	
	(2)家族介護者への支援	

基本目標	課題(★は重点課題(案))	施策	想定される事業(新規)
Ⅱ 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)【女性活躍推進計画】	1 経済活動における女性活躍の推進 ⇒Ⅲ-2から移動	(1)女性の就労及びキャリア形成支援	
		(2)市内の事業所における女性の活躍の推進	
		(3)女性農業者への支援	
		(4)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援	
	2★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進 女性参画の促進 ⇒Ⅱ-1から移動	(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用	
		(2)人材に関する情報の収集と人材の養成 ⇒Ⅱ-2-(2)に統合 (2)女性リーダーの育成と参画の促進 ⇒Ⅱ-2-(1)から移動	
	3★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	
		(2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ	
	2 経済活動における女性活躍の推進 ⇒Ⅱ-1へ移動	(1)女性の就労及びキャリア形成支援	
		(2)市内の事業所における女性の活躍の推進	
(3)女性農業者への支援			
(4)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援			
4 男性の家事・育児・介護への参画促進	(1)男性の家事・子育てへの参画促進		
	(2)男性の介護への参画促進		
5 誰もがともに担う子育てへの支援	(1)子育て支援サービスの充実		
	(2)地域での子育て支援の促進		
	(3)ひとり親家庭への支援 ⇒Ⅲ-4-(1)へ移動		
6 誰もがともに担う介護への支援	(1)地域での支え合いのしくみづくり		
	(2)家族介護者への支援		

基本目標	課題(★は重点課題)	施策
基本目標Ⅳ 男女平等参画 の実現に向けた 推進体制の 強化	1★ 庁内推進体制の充実	(1)庁内推進体制の充実・強化
		(2)男女平等推進条例設置の検討
		(3)国や都、他自治体等との連携や情報交換
		(4)男女平等参画に関する職員の理解促進
		(5)男女ともに働きやすい職場環境の整備
		(6)管理的立場における女性職員の参画促進
	2 男女平等推進センターパリティの事業の充実	(1)相談機能の充実
		(2)学習機能の充実
		(3)情報収集・提供の充実
		(4)市民との協働
3 男女平等参画推進計画の進行管理	(1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理	

基本目標	課題(★は重点課題(案))	施策	想定される事業(新規)
Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援【新規】	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 【配偶者暴力対策基本計画】 ⇒I-3から移動	(1)暴力の未然防止と早期発見	
		(2)相談窓口の充実	
		(3)被害者の安全の確保と自立への支援	
		(4)市の体制整備に向けた取り組みの強化	
		(5)関係機関との連携強化	
	2 男女平等を阻む あらゆる暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカ、性暴力等) ⇒I-4から移動	(1)暴力の防止に向けた意識啓発	
		(2)暴力の被害者に対する支援	
	3 性と生殖に関する健康支援 ⇒I-5から移動	(1)からだと性に関する正確な情報の提供	
		(2)性差に応じた健康支援	
	4 様々な困難を抱える女性への支援【新規】 ※困難女性支援法に基づく市町村計画を位置付け	(1)ひとり親家庭や生活困窮者等への支援への支援 ⇒Ⅲ-4-(3)から移動	子どもの貧困、若者就労支援 等
(2)困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備【新規】		意識啓発、情報提供、相談窓口の整備、貸付事業 等	
Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	1★ 庁内推進体制の充実	(1)男女平等参画に関する職員の理解促進 ⇒Ⅳ-1-(4)から移動	
		(2)男女ともに 誰もが働きやすい職場環境の整備 ⇒Ⅳ-1-(5)から移動	
		(3)国や都、他自治体等との連携や情報交換	
		(3)管理的立場における女性職員の参画促進 ⇒Ⅳ-1-(6)から移動	
		(4)庁内推進体制の充実・強化 ⇒Ⅳ-1-(1)から移動	
	2 男女平等推進センターパリティの事業の充実 ⇒事業内容が他の事業と重複するため整理	(5)男女平等推進条例設置の検討 ⇒Ⅳ-1-(2)から移動	
		(1)相談機能の充実	
		(2)学習機能の充実	
		(3)情報収集・提供の充実	
	2 男女平等参画推進計画の進行管理	(4)市民との協働	
(1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理			